

平成 27 年度第 1 回軽米町再生可能エネルギー推進協議会議事録

○開催日時 平成 27 年 12 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分

○開催場所 軽米町役場 3 階会議室

○出席者数：委員 21 名中 13 名出席

○会議内容

・開会

(事務局)

本日は、皆さん、年末のお忙しい中、ご参会いただきまして、大変ありがとうございます
ございます

それでは、定刻になりましたので、只今から、本年度、第 1 回目の軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催させていただきます。

・委嘱状交付

(事務局)

はじめに、皆様に、委嘱状の交付を行います。

委員の皆様には、本日から、1 年間の任期で、当協議会規約第 4 条の規定に基づき、本年 3 月に策定いたしました「軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画」、いわゆる、基本計画の内容・進捗等につきまして、協議・ご意見をいただくものであります。

町長が、皆様の席を回り、委嘱状の交付をさせていただきますので、皆様は、その場の席で、お願いいたします。

(町長が各委員を回り委嘱状を手交)

・会議の成立

(事務局)

委嘱状の交付が終わりましたところで、本日、所要により、ご欠席の委員さんもいらっしゃいますが、協議会規約第 13 条の規定に基づく、会議の運営につきましては、委員さんの過半数の出席が無ければ、会議を開催できないことになっております。

本日の出席委員でございますが、21 名中、13 名の方々にご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立致しました。

・挨拶

(事務局)

次に、あいさつでございますが、はじめに、町長が皆様にご挨拶を申し上げます。

(町 長)

本日は、再生可能エネルギー推進協議会を開催しましたところ、ご出席をいただきお礼を申し上げます。また、本日から委員となられる皆様には、よろし

くお願いをします。さて、本年 12 月 21 日付で県から軽米西地区の設備整備計画(林地開発許可)に対する同意をいただいたところであり、これから企業においては、しっかりと進めてほしいと思います。

また、鶏糞発電についても、順調に進んでおり、平成 28 年 9 月には売電が開始される予定となっております。

今後とも、町としましても皆様のご意見をお聞きしながら、事業が安心して安全に推進できるよう進めていきたいと思ひます。また、今回公募 2 名に対して 12 名の応募があり、町民の関心も相当に高い状況であります。

安心・安全な設備を作っていただくとともに、地域に貢献できる取り組みを推進していただきたいと思ひます。

(事務局)

つづきまして、本日の会議に、東北農政局よりアドバイザーとして、御二方、ご出席をいただいております。代表して、農林水産省東北農政局経営・事業支援部 食品企業課長補佐様より、再エネ関係の全国の動向等を踏まえながら、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

(東北農政局)

この 10 月に組織改正があり、再生可能エネルギー関係業務は食品企業課が食品リサイクル、バイオマスなどとともに担当することとなりました。

さて、昨年かから軽米町の再生可能エネルギー推進協議会に出席をさせていただいております。3 月に軽米町では計画を策定していただきました。現在、全国で 10 の市町村で基本計画を策定済みであり、また、複数の市町村で策定に向けて検討されているところです。我々も地域の資源を有効活用し農山漁村の活性化を図るといふ観点から、このような取り組みをする市町村を支援していきたいと考えております。

○協議

(事務局)

次に、協議にはありますが、はじめは、協議事項第 1 号の「役員の選任について」でございますが、新役員の会長、副会長が決定するまで、協議進行は、慣例により、町長が務めさせていただきます。

・協議事項第 1 号 役員の選任について

(町長)

それでは、協議事項第 1 号 役員の選任について でありましたが、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。どなたかありませんか。

(委員)

事務局の推薦によってはどうかと思ひます。

(町長)

事務局案ということですが、事務局ありますか。

(事務局)

事務局案ということでございますが、本協議会の役員につきましては、規約第7条で会長1名、副会長1名となっており、総会、本協議会において構成員の中から選任することとされております。また、役員の任期は、1年となっており、これまでは会長は町長となっております。

今般の役員の選任ですが、事務局案としては、昨年までは基本計画策定を中心とした協議会の審議でしたが、これからは、計画された事業が具体的に実施されていくこととなりますが、より専門的な立場からの視点や具体的な法規制などの見地からの意見等が求められることなどが考えられますことから、会長に岩手大学名誉教授を、副会長に農業委員会会長職務代理者をお願いしたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

(町長)

皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なしの声あり。)

(町長)

それでは決定したいと思います。

(事務局)

新役員が決まりましたところで、協議会規約第12条により、会議の議長は、会長となっておりますので、協議事項第2号からの進行は、会長さんからお願いいたします。

(会長)

事務局からご推薦をいただき、皆様から異議なしということで推薦を受けました。基本計画が出来上がって、これからは具体的に調和のとれた開発など事業の推進ということになりますが、こうした取り組みとなるよう進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- ・協議事項第2号 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約の一部改正について

(会長)

それでは、協議事項第2号 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約の一部改正について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

協議事項第2号軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約の一部改正についてであります。新旧対照表をご覧くださいと思います。右側欄は、旧、左の欄は新として改正の内容になります。

改正の内容ですが、第2条中「総務課」を「再生可能エネルギー推進室」に改めるもので、本年10月1日から町の行政組織の一部改正により再生可能エネルギー推進室が創設されたことから、本協議会の事務所、事務について

再生可能エネルギー推進室が所管することの改正であります。

次に、第9条において、見出しを含んで「役員の任期」を「役員の任期及び構成員の任期」に改めるもので、改正前規約では、役員の任期のみ明記されており、構成員の任期は明記されていなかったことから、今般役員及び構成員の任期を明確化しようとするものであります。

次に、第13条第4項について、「会長は、構成員のほか、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして協議会に招請し、意見を聞くことができる。」と改めるものであります。

改正前の第4項について、今後、各事業が具体化され、進捗していく中で、より専門的な立場からのご意見やご指導をいただく必要がある場合においては、会長が協議会の総意のもとに、専門家等を招請し、意見を聞くことができるように改めるものでございます。

提案理由ですが、構成員の任期の明確化及び協議会の内容充実を図るため所要の改正をしようとするものであります。以上、よろしく申し上げます。
(会長)

構成員の任期の明確化と事業が具体化していく中では、より専門的な方々からのご意見を聞いて進めていくことがよいのではないかということでの改正であります。

皆さんからご意見、ご質問等はありませんか。

(会場、特に意見なし。)

(会長)

それでは、この改正案は承認していただけたものとします。

- ・協議事項第3号 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について

(会長)

次に、協議事項第3号 軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更についてですが、協議会規約第4条に基づき、協議をするものです。活性化計画冊子の16ページですが、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域について、本年3月に策定した計画について、進捗によって面積等を変更しようとするものです。

表ですが、区域の所在、面積、林地開発行為面積、備考となっていたものを林地開発の欄の変更と農地面積の欄を新たに載せております。

地区Aの晴山地区ですが、鶏糞バイオマス発電施設ですが、区域面積4.2haが4.3ha、林地開発行為面積2.3から2.4haで農地はありません。B地区、メ

ガソラー事業ですが、山内西地区 155.1ha ということで9月以来、県との設備整備計画の同意協議をしていたところですが、12月21日付で同意をいただいておりますが、面積は、当初 154.6ha から 0.5ha の増となっています。林地開発行為面積は、71.0ha から 76.7ha となっています。農地はありません。C地区は、山内東地区ですが、面積等に変更はありません。農地もありません。D地区は、軽米・西山発電所ですが、当初面積 5.0ha、林地開発 3.75ha ということでしたが、設計等が進む中で面積 4.1ha、農地 3.0ha と登記簿上は山林ですが、一部現況が牧草地ということで10年ぐらい前まで利用していたところであり、現在休耕地となっており、国との協議を進め、農地転用をしております。E地区の軽米・尊坊地区ですが、156ha と変更はありません。F地区の高家地区 230ha と現在のところ変更はありません。

今回合計の欄を載せており、面積 850.1ha、林地開発の面積 845.6ha、林地開発行為面積 487.6ha、農地面積 3.0ha として掲載しております。

下には位置図を載せております。

17 ページですが、各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模の欄のB地区、山内西地区の計画ですが、46.0MWから 48.0MW と規模が拡大となっております。

18 ページの3農林業の健全な発展に資する取り組みですが、(1)発電事業の収入の一部の取り扱いということで、地域の農林業の健全な発展のために基金化をうたっていますが、これをア基金の創設とイその他に項目を分け、ア基金の創設の中で町の担当部署について「総務課」から「再生可能エネルギー推進室」への変更と「決定した額は、協議会へ報告します。」を削除しようとするものです。協議会には、設備整備計画の状況について報告することになっておりますので削除するものです。

イその他として、基金のほかに収入の一部を活用した農林業生産施設の整備等により雇用の場の拡大を図るなど基金だけでなくこうした取り組みについても地域農林業の振興策として取り入れていこうとするものであります。

32 ページの推進体制ですが、アの推進・支援体制について、軽米町再生可能エネルギー推進協議会の関係者の欄に地権者団体等を加え、広く関係者の情報共有を図っていこうとするものです。また、事務局についても再生可能エネルギー推進室に改めるものです。

33 ページの表ですが、軽米町再生可能エネルギー推進協議会の欄の中に地権者団体等を挿入し、その下の事務局を再生可能エネルギー推進室に改め、さらに、その下の事業連絡会について、地元関係者を入れることとして、行政連絡区長から参加していただきたいと考えております。

34 ページの進捗管理の②点検・評価・公表の事務局について、再生可能エネルギー推進室に改めるものです。

今回の改正については、以上でございます。

(会 長)

これまでの説明について、まず 16,17 ページについて何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(会 長)

私から、ちょっとお聞きしたいのですが、16 ページの面積、林地開発、農地面積とあるが、計は全部の合計なのでしょうか。

(事務局)

全体の区域に対して林地開発の面積というとらえ方で主だったものということですが、例えばB地区の山内西地区ですが、全体面積 155.1ha、この中で林地開発面積 154.2ha、このほか林地開発に関わらない 0.9ha、これは道路等ですがあります。この 154.2ha 中で林地開発行為面積 76.7ha、154.2 から 76.7 を引いた面積が残置森林等となります。

(会 長)

わかりました。他にありませんか。

(委 員)

16 ページの表について、林地開発という名称は、行為を示すものなので、農地と対比するには、森林面積の方がふさわしいのではないかと思います。林地開発ということを明記したい意向もあるとは思いますが、森林法5条に規定する森林面積としてはいかがでしょうか。

(会 長)

農地面積とあるので、林地開発ということではなく、森林面積ということではないかということですね。

(事務局)

林地開発の欄の面積の欄が森林法5条の森林であります。林地開発面積については、注意書きなどで記述したいと思いますがどうでしょうか。

(委 員)

今回の表示で森林、農地、その他面積などをそれぞれ加算すれば合計になるというように表現すればわかりやすいのではないかと思います。

(会 長)

東北農政局さん何かありますか。

(東北農政局)

整理上の問題と思いますが、農地面積に対して、林地面積ということで、この中に林地開発面積と行為面積という表現でいいのではと思います。

(事務局長)

表の区域の次が区域面積、林地開発を森林面積とすればいいのでしょうか。

(委 員)

申請の内訳をみて、農地法上の農地、森林法上の森林、それ以外というように分けて表示し、合計とすればいいと思います。

(事務局)

数字は変わらないが、わかりやすいように表示できるよう検討させていただきます。

(会 長)

よろしいでしょうか。数字は変更ないが、表現を詰めていただくことでよろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

(会 長)

18 ページについてですが、決定した額は、協議会へ報告しますということをやカットするということですが、設備整備計画に記載されるので、ここにあっていれる必要がないということですが、何か他に理由があつてのことなのでしょうか。

(事務局)

設備整備計画において地域貢献対策は載ってくることになるので、今回基金だけでなく、これ以外の地域貢献対策も入れることにしています。したがって、この設備整備計画の内容については、協議会に報告ということになることから、この文言を削るものです。

(会 長)

設備整備計画に基金だけでなく地域貢献対策なども盛り込まれることから、この中で報告するという形に整理統一するために削除するということですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

(会 長)

次に 32 ページの関係者の欄に地権者団体等を入れるということですが、いかがでしょうか。33 ページの A、B、C の連絡会の枠のところの地元関係者のところに新しく入れたことでちょっとタブって見づらいですが、アンダーラインが引いてありますね。皆さんよろしいでしょうか。

(委 員)

33 ページの地元関係者というのは、地権者以外に具体的にはどんな人を想定しているのでしょうか。

(事務局)

事業区域内にある行政連絡区長から地元町民の代表として入っていただくことで考えております。

(会 長)

地権者以外の町民の方々からも意見を聞き、進めていきたいということで、

行政連絡区長を入れたいということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(会 長)

ほかに、ありませんか。

(委 員)

33 ページの A、B、C の連絡会は、16 ページの地区の A B C をさしているのでしょうか。

(事務局)

33 ページの A、B、C は、16 ページの A、B、C をさしているものではありません。16 ページの A から F までのそれぞれの連絡会というように考えております。

(会 長)

同じアルファベットなので関連づけでみることになると思いますが、ア、イ、ウというようにしてもしっくりといかないような感じもあるので、そのように表記しているものと思います。よろしいでしょうか。

(会 長)

他に、ありませんか。

(委 員)

今の A から F までの連絡会で地権者協議会が立ち上がっているところはどこでしょうか。

(事務局)

16 ページの B、C の山内地区、D は、個人であり、次の E のフォリストパーク隣接の尊坊、F の高家青森県境の地区は協議会が設置されています。

(会 長)

よろしいでしょうか。他にありませんか。協議事項第 3 号は一部表記を修正していただくことで、ご承認いただきたいと思います。

(全員異議なし。)

(会 長)

次に報告事項の設備整備計画の進捗状況について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

資料は、12 月議会に提出した資料により説明させていただきます。事業者ごとに分けていますが、山内地区の西・東地区にわけてありますが、いずれの地区も経済産業省、東北電力の手続きは終了しており、軽米西地区については、事業面積 155.1ha、発電規模 48.0MW となっており、林地開発協議中となっていますが、これは、12 月初めの段階の状況でありまして、再エネ法

にもとづいて、町に設備整備計画の認定申請を上げてもらっていますが、林地や農地などの関係 7 法令によって、国や県の同意等が必要な場合は、協議し同意をいただいて認定することになっており、

同意は、12 月 21 日づけで同意をいただいており、本年中に認定を進めたいと考えており、本協議会で若干計画の変更がありますので、皆さんからご承認をいただいたうえで認定をしたいと考えております。

みなし許可になりますが、町が県から同意をいただいて認定するという形でありますので、その段階で林地開発の許可があったものとみなすことになっていきます。

工事は、年明けに入っていくわけですが、30 年 3 月の稼働予定となっておりますが、現在東北電力と送電ルートを進めておりますが、若干稼働予定が延びるのではないかと考えております。

軽米東については、事業面積 300.6ha、発電規模 70MW となっておりますが、現在詳細設計中ということでありますが、来年の林地開発許可申請に向けて進めているところであり、鉄塔の設置などもあり稼働は 31 年 12 月ということで進めています。

この事業は、3 か所あり軽米・西山については、さきほど説明したとおりの事業面積が変更になったということで、事業面積が 4.1ha、発電規模 2.0MW ということで、3ha の農地があり県からは農地転用の許可を得ています。今回再エネ法を使わないで進めておりますが、再エネ法を使うか使わないかは事業者において選択できることとされています。現在、年明けに向けて造成工事の準備中であり、来年 8 月あたり前に稼働できるように進めていくこととなっております。のちほど事業者から詳細な説明をいただけるものと思っています。軽米・尊坊については、事業面積が 156.0ha、発電規模 43.0MW ということで、林地開発申請の準備中であります。高家地区につきましては、事業面積が 230.0ha、発電規模 40.0MW ということで、東北電力からの接続、系統の回答が事務手続上の関係で遅れているということですが、単価につきましては、経済産業省の認定や東北電力の申請手続きが済んでおり、単価は変わらないことになっていきます。稼働は、資料のと通りの予定となっております。ブルーエナジーパートナーズの事業については、新聞等で報道されましたが、参考的な資料となりますが、今後調査、賃貸借などの取りまとめが行われるということで計画があるということをご理解をいただきたいと思います。

次に、バイオマス発電所ですが、許認可等の手続きはすべて終了し、造成工事については、昨年 9 月から造成工事が始まっており、建築工事、鉄骨建方工事は、6 月から始まっており、11 月末で 65%の進捗率、プラント工事は、ボイラー、タービン等の設置が 7 月から始まっており、11 月末で 50%の進捗

率と伺っております。

来年4月に検査完了して、試運転を4ヶ月ほど行い、9月から売電開始の予定となっております。順調に進んでいます。

今後とも計画的に設備整備計画の認定を進めていきたいと考えています。

(委員)

今報告をいただいたとおり、軽米西については、基本計画に載っている第1号となるかと思いますが、最終的に設備整備計画の認定をいただけるかどうかを待っている状況にあります。

本格着工は、来年春以降となる予定ですが、認定となれば、今後銀行の融資契約手続きや地権者との貸借契約、土地の引き渡しなどを1月中には進めていくこととなります。

軽米東につきましては、詳細設計中ですが、軽米西のちょうど約1年遅れて進めていくことと考えています。今後、地元の雇用など、農林業の振興に資する取り組みなど地域貢献対策を町と協議しながら進めていきたいと考えております。

(委員)

ただいま事務局からの説明をいただいたように、軽米・西山、軽米・尊坊、高家と計画しておりますが、軽米・西山については、2MWで許認可手続きも終了しており、着工については来年早々に伐採届、伐採や草刈などを終えて、本格着工は来年3月を予定、稼働は8月を計画しています。

軽米・尊坊については、林地開発許可申請の準備を進めております。現在、地質、ボーリング調査を行っています。来年の着工を目指しています。高家地区については、東北電力からの回答待ちではありますが、林地開発の調査などを尊坊と同じように進めています。

(委員)

全体的には、進捗率は、今日現在で建築工事70%、プラント工事は、55%と順調に進んでいます。

道路沿いにだいぶでかい建物が見えてきております。現在外回りの足場がありますが、屋根がふさがっておりません。ボイラーの部品等を上から設置する必要があるため、本年いっぱいぐらいはかかる見込みで、屋根は年明けに塞ぐこととなります。来年4月までには完成しまして試運転を開始することとなります。また、送電用の鉄塔については、特別高圧線まで3本建ててアクセスすることになっており、年明けから東北電力が準備を開始して3月ごろには線が張らされると見えています。発電所は、東北電力から電気を買う契約をしなければならないので、それを進めています。

全国から集まった作業員が毎日250人ぐらい建設にあたっていますが、軽米町内に一部宿泊していますが、ほとんどが八戸から通勤しています。また、

軽米町内からは、食堂などからの弁当などを利用させていただいております。

町からのご協力に感謝を申し上げます。

(会 長)

はい、説明が終わりました。ありがとうございます。何か皆さんの方からご質問等ありませんか。かなり具体的になってきましたが、現地がこのようなになるというような絵みたいなものは作られますよね。

(委 員)

はい、そのようなものは作りたいと思います。設備整備計画の中にも盛り込まれておりますので、皆さんに説明する機会はでてくるのでしょうか。

(事務局長)

認定後の状況報告の際に、説明をしていただきたいと思います。

(会 長)

これくらい大規模なものはないので、なかなかイメージがわからないという声もあるので、作って協議会などできるだけ多くの方にお知らせしていくことが必要と思います。多くの皆さんからご理解をいただいて町が基幹事業として進めていくためにも必要と考えますので、パネルがこのように設置されて、防災施設がこのように設置されるというような絵を是非作っていただき、なるほど、こうした設置状況になるのかということをお知らせしていくことが大事であると思います。

(委 員)

1月以降に報道発表を含めて、町と立地協定を結んでいくことになるので、防災対策も含めて、そのような内容のものを準備できるようにしていきたいと考えております。

(会 長)

ぜひ、作っていただきたいと思います。他にありませんか。

(町 長)

会議も終盤になってきましたのでも、私からもお願いなどをしていきたいと思っております。

バイオマス発電所については、工事が始まっておりますが、これから始まる工事については、地元貢献を最優先にして考えていただきたいと思っております。是非よろしくお願ひします。宿泊は、八戸からということで残念ですが、町にも宿泊施設や空き家などもありますので、是非相談していただき、民生的なものからも含め、地元にご貢献していただけるような取り組みをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(会 長)

多くの町民の方々が地域の振興対策につながるものであることを期待していると思っておりますので、是非地域にご貢献できる取り組みをお願いしたいと思ひ

ます。

他に、ありませんか。(特になし。)

(会 長)

その他ということで、事務局からありませんか。

(事務局)

年度末の会議ということでご出席をいただきありがとうございました。今後は、来年3月ごろに本協議会を開催したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

(会 長)

東北農政局から何かありませんか。

(東北農政局)

特にございません。

(会 長)

それでは、以上で協議会の議事を終了します。

(事務局長)

以上を持ちまして、本日の会議を終了します。ありがとうございました。